

生保 2 (問題)

【 第 I 部 】

問題 1. 次の (1) ~ (6) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 6 点、(2) 5 点、(3) 6 点、(4) 5 点、(5) 3 点、(6) 5 点 (計 30 点)

(1) 「生命保険会社の保険計理人の実務基準」の規定に関する以下の①~⑥の文章について、下線部分が正しい場合は○、誤っている場合は×を記入するとともに、誤っている場合には下線部分を正しい表現に改めなさい。

- ① 保険計理人は、保険業法施行規則第 8 2 条第 1 項の定めるところにより、金融庁長官に意見書を提出しなければならない。
- ② 1 号収支分析 (1) においては、各シナリオについて、分析期間中の最初の 5 年間の事業年度末に生じた責任準備金の不足額の最大値を計算し、その値の上位 10%を除いたものうち最大値を責任準備金不足相当額とする。
- ③ 保険計理人は、配当を支払う全ての契約について、代表契約を選定し、アセット・シェアに基づき配当を確認しなければならない。
- ④ 保険計理人は、3 号収支分析の結果が、過去の分析の結果と著しく相違する場合は、その原因を意見書に記載しなければならない。
- ⑤ 3 号の 2 収支分析を行う期間は、将来5年間である。
- ⑥ 保険計理人は、3 号の 2 収支分析の結果、分析期間中の事業年度末において、事業継続基準に係る額の積立てが可能である場合には事業継続基準不足相当額はゼロであると判断することができる。

(2) ヘッジ会計に関する以下の①～⑤の文章について、下線部分が正しい場合は○、誤っている場合は×を記入するとともに、誤っている場合には下線部分を正しい表現に改めなさい。

- ① ヘッジ取引は、減殺されるリスクにより、相場変動を相殺するヘッジ取引とデュレーションを固定するヘッジ取引の2つに分けることができる。
- ② ヘッジ対象となる個々の資産または負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されている場合は複合ヘッジを適用することができる。
- ③ 「その他有価証券」をヘッジ対象とするヘッジ取引において認められている会計処理方法は、繰延ヘッジのみである。
- ④ ヘッジ会計の要件を満たしており、想定元本、利息の受払条件、契約期間がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ同一であるような金利スワップは、時価評価せずに金銭の受払の純額を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することが認められている。
- ⑤ ヘッジの有効性については、ヘッジ取引時以降も継続して確認しなければならず、頻度として少なくとも年に1回は有効性の評価を行わなければならない。

(3) 相互会社の非社員契約に関し、以下の空欄を埋めなさい。

- ・相互会社は のない保険契約に係る保険契約者を、相互会社の社員としない旨を で定めることができる。
- ・非社員契約の引受けは、内閣府令で定める限度を超えてはならない。この限度は、おおむね、社員契約と非社員契約からの の合計額に対する非社員契約からの の割合が 以下とされている。(実際には受再保険契約と出再保険契約の調整を入れる。)
- ・非社員契約と社員契約とは内閣府令で定める方法で経理を区分しなければならない。
- ・非社員契約に係る経理については、事業年度における の状況を記載した書類を作成し、事業年度終了後 以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(4) I A I S の A L M イシューペーパーにおける流動性リスクの記述に関し、以下の空欄を埋めなさい。

流動性リスクとは、支払事由が発生した際、それに充当するためのキャッシュフローを [①] に対応した [②] の中で十分に用意できない場合に生じる損失の大きさのことである。

保険会社は、予測可能な範囲の即時の現金支払いに対応できるように、手元流動性を確保しておくべきである。現金が不足している場合は、いかなる即時の現金支払いもリスクとなり得る。管理の行き届いた保険会社は、支払義務が発生した際に、それをカバーするのに十分な現金および [③] を保有することで自社の資産を構成する。

以下の項目は、保険会社にとって流動性の問題を引き起こす潜在的な要因の一部である。

資金調達リスク：保有資産に流動性がない時で、 [④] が必要な時期に、保険会社が十分な [④] を得られないリスク。

清算価値リスク：その時点で [⑤] すれば損失が出てしまうにも関わらず、予期せぬ時点または予期せぬ金額により、資産を [⑤] することが必要となるリスク。

(5) 次の表 1 および表 2 をもとに、実質資産負債差額を算出したい。

表 3 の空欄 a, b および c の金額を算出しなさい。なお、表 1 および表 2 に記載のない項目は考慮する必要はない。

【表 1】

項目	金額
貸借対照表の資産の部合計	49,800
貸借対照表の負債の部合計	47,700
価格変動準備金	400
危険準備金	600
配当準備金中の未割当額	100
解約返戻金相当額 [※] 超過部分	1,200
基金	1,000
負債性資本調達手段	600
特定負債性資本調達手段	400
その他	200
一般貸倒引当金	100
その他有価証券に係る繰延税金負債	200

※ 解約返戻金相当額 > 全期テルメル式責任準備金とする。

【表 2】

項目	金額
その他有価証券含み損益	600
満期保有目的債券含み損益	1,000
責任準備金対応債券含み損益	800
土地の含み損益	-100

【表 3】

(1)資産の部に計上されるべき金額の合計額	a
(2)負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額	b
実質資産負債差額 (1)-(2)	c

(6) 次の表 1 および表 2 をもとに、危険準備金 I～IV の積立限度を計算しなさい。ただし、計算過程においては端数処理を行わず、解答においては小数点以下第 1 位を四捨五入して整数とする。

【表 1 各リスクに関するデータ】

	項目	金額
普通死亡リスク	普通死亡に係る危険保険金額	6,585,000
災害死亡リスク	災害死亡に係る危険保険金額	83,500
生存保障リスク	個人年金保険期末責任準備金額	176,500
災害入院リスク	災害入院日額	15,600
	予定平均給付日数	20
疾病入院リスク	疾病入院日額	35,200
	予定平均給付日数	20

- ・その他のリスクの対象はない。
- ・個人年金保険には確定年金契約を含まない。
- ・ストレステストの実施結果は下表のとおり。

	区分1	区分2	区分3	区分4	合計
A	2,300	900	530	950	4,680
B	2,100	850	510	900	4,360
P	2,000	1,050	550	920	4,520

【表 2 予定利率別責任準備金額】

予定利率	責任準備金額
1.50%	125,500
2.75%	75,850
合計	201,350

- ・危険準備金 II の積立限度計算の対象となる責任準備金は表 2 のみである。
- ・特別勘定を設けた保険契約のうち、保険金等の額を最低保証する保険契約に係る責任準備金は 9,000 である。(表 2 には含まれていない。)
- ・予定利率の区分に応じたリスク係数は下表のとおり。

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え1.5%以下の部分	0.01
1.5%を超え2.0%以下の部分	0.2
2.0%を超え2.5%以下の部分	0.8
2.5%を超える部分	1.0

問題 2. 次の (1) ~ (3) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

各 10 点 (計 30 点)

- (1) 生命保険の責任準備金の評価における「長期性による特徴」および「基礎率の評価性」について、それぞれ簡潔に説明しなさい。また、計算基礎率をロック・インとする方式とロック・インとしない方式(ロック・フリー方式)を比較した場合のロック・インとする方式のメリットおよびデメリットについて、簡潔に説明しなさい。

- (2) 金融庁提出用の利源分析について、その意義と概要および結果を評価する際に留意すべき点を簡潔に説明しなさい。なお、各利源の算出方法の詳細については言及する必要はない。

- (3) 金融庁による事業費モニタリングについて、導入された背景および概要を簡潔に説明しなさい。

【 第 II 部 】

問題 3. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。

[解答は汎用の解答用紙に記入し、(1) は 3 枚以内、(2) は 2 枚以内とすること。指定枚数を超えて解答した場合、(1) は 4 枚目以降、(2) は 3 枚目以降については採点の対象外とする。] (1) 25 点、(2) 15 点 (計 40 点)

- (1) 生命保険会社を取り巻く環境の変化、リスクの多様化を踏まえ、経済価値ベースでの生命保険会社の収益・リスク管理のあり方および留意点について、アクチュアリーとして所見を述べなさい。
- (2) あなたの所属会社では、これまで営業職員チャネルを通じて平準払の死亡保険を販売していたが、このたび銀行窓販チャネルを通じて一時払終身保険を新たに販売することになった。あなたは職務上、区分経理について判断する立場にあり、商品間の収益・リスク構造等の差異を踏まえ、当該新商品のための商品区分および資産区分を新設して区分経理を行うことを選択した。かかる状況において、アクチュアリーとして、区分経理を行うにあたっての留意点をあげた上で、所見を述べなさい。なお、解答にあたっては、当該新商品を区分経理すると判断した理由についても言及すること。

以 上

生保 2 (解答例)

【 第 I 部 】

問題 1.

(1)

	○か×を記入	誤っている場合の正しい表現
①	×	取締役会
②	×	不足額の現価の最大値
③	×	最終精算として消滅時配当を支払う契約
④	×	附属報告書
⑤	○	
⑥	×	保険料積立金等余剰部分控除額の下限

(2)

	○か×を記入	誤っている場合の正しい表現
①	×	キャッシュフロー
②	×	包括ヘッジ
③	×	繰延ヘッジ又は時価ヘッジ
④	○	
⑤	×	6ヶ月に1回

(3)

① 剰余金の分配	② 定款	③ 保険料収入
④ 20/100	⑤ 収支	⑥ 4ヶ月

(4)

① 負債	② 資産	③ 売却可能な有価証券
④ 外部資金	⑤ 現金化	

(5)

a 51,500	b 45,200	c 6,300
----------	----------	---------

(1)資産の部に計上されるべき金額の合計額(=①+②+③+④-⑤)	51,500	a
①貸借対照表の資産の部合計	49,800	
②有価証券の時価と貸借対照表計上額との差額	1,800	
③有形固定資産含み損益	-100	
④上記以外の資産の含み損益		
⑤その他有価証券に係る繰延税金資産		
(2)負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (=①-②-③-④-⑤)	45,200	b
①貸借対照表の負債の部合計	47,700	
②価格変動準備金	400	
③危険準備金	600	
④将来の保険金等の支払に備えて積み立てている準備金の一部	1,300	
解約返戻金相当額超過部分(④(a))	1,200	
配当準備金中の未割当額(④(b))	100	
⑤その他有価証券に係る繰延税金負債	200	
実質資産負債差額 (1)-(2)	6,300	c

参考:実質資産負債差額内訳

実質資産負債差額の内訳		6,300	c
純資産の部	+	2,100	
その他有価証券に係る繰延税金資産	-		
含み損益(満期保有目的債券)	+	1,000	
含み損益(責準対応債券)	+	800	
含み損益(土地)	+	-100	
含み損益(その他)	+		
その他有価証券に係る繰延税金負債	+	200	
価格変動準備金	+	400	
危険準備金	+	600	
配当準備金中の未割当額	+	100	
解約返戻金相当額超過部分	+	1,200	

(6)

危険準備金 I	5,716	(1 点)
危険準備金 II	6,640	(1 点)
危険準備金 III	540	(1 点)
危険準備金 IV	6,451	(2 点)

【計算過程】

危険準備金 I 積立上限

$$\begin{aligned} &= 6,585,000 \times 0.6/1000 \text{ (普通死亡リスク)} + 176,500 \times 10/1000 \text{ (生存保障リスク)} \\ &= 5,716 \end{aligned}$$

危険準備金 II 積立上限

$$\begin{aligned} &= 125,500 \times 0.015 \times 0.01 \\ &\quad + 75,850 \times \{0.015 \times 0.01 + (0.02 - 0.015) \times 0.2 + (0.025 - 0.02) \times 0.8 + (0.0275 - 0.025) \times 1\} \\ &\quad \text{(予定利率リスク)} \\ &\quad + 201,350 \times 0.03 \text{ (Vの3\%)} \\ &= 6,640 \end{aligned}$$

危険準備金 III 積立上限

$$\begin{aligned} &= 9,000 \times 0.06 \\ &= 540 \end{aligned}$$

危険準備金 IV 積立上限

$$\begin{aligned} &= (2,300 - 2,100) + (950 - 920) \text{ (ストレステストの対象とするリスク)} \\ &\quad + 83,500 \times 0.06/1000 \text{ (災害死亡リスク)} \\ &\quad + 15,600 \times 20 \times 3/1000 \text{ (災害入院リスク)} \\ &\quad + 35,200 \times 20 \times 7.5/1000 \text{ (疾病入院リスク)} \\ &= 6,451 \end{aligned}$$

問題 2. (1)

○長期性による特徴

- ・生命保険契約の長期性により、責任準備金は、会計の目的に応じて評価されるものである。例えば、長期の現価計算の利率に何を用いるか、死亡率をいかに評価するかといった問題があり、これにより、責任準備金の評価の内容・水準は異なることになる。
- ・評価に幅があることから、会計方式により責任準備金の評価は異なる。契約者保護を主眼とする業法会計においては、保守的な負債額の確定が主目的であり、その結果として剰余は企業活動の価値や投下資本からのリターンが考慮されにくい面がある。一方、期間損益の把握を主目的とした会計においては、毎年の剰余を適切に算出するのに適した責任準備金の評価を行うこととなる。

○基礎率の評価性

- ・責任準備金は、将来の支払能力確保という観点から評価されることから、その計算基礎率は、必ずしも保険料計算基礎率と同一ではない。例えば、現時点で将来の保険事故発生率が高くなるのが相当に確実であると予想されるなら、その見込まれる発生率を考慮することが必要であろう。

○ロック・イン方式のメリット

- ・利益の安定性

責任準備金評価基礎率の遡及変更は、責任準備金の大幅な変更をもたらす場合がある。責任準備金の評価にあたっては支払能力の確保だけでなく、適正な利益の算出の目的も意識する必要があり、利益に与える影響の変動が少ないロック・イン方式のほうが望ましい面がある。

- ・契約者配当の安定性

利益の変動が少ないことにより、契約者配当を、計画的・安定的に行える面がある。

○ロック・イン方式のデメリット

- ・金利低下局面等でのソルベンシーの確保

契約時の評価基礎率を使用し続けることから、金利低下局面では、契約時の高い利率を用いて責任準備金を少なめに評価することがあり、支払能力確保の面で問題となる場合がある。

- ・金利上昇局面等でのサープラスの過小評価

金利低下局面とは逆に、金利上昇局面では、債券を時価評価する場合、サープラスが過小に評価される欠点がある。

- ・予定利率の設定方法

標準責任準備金制度においては、標準利率が足元の市場金利とマッチせずに低い水準となっている場合、保険料計算用の予定利率を直近の市場金利に合わせると、標準責任準備金積増が発生することがある。

問題 2. (2)

<意義>

- ・生命保険会社の剰余金は損益計算書において一応の源泉を知ることができる。しかし、経営目的からも保険会社を監督する立場からも、単に会社全体の剰余を知るだけでは不十分であり、計算基礎率の妥当性や利源毎収益の状況を把握すること、及び契約者配当の公平性確保に資すること等のために、この剰余を利源別に分析することが必要である。
- ・利源分析の手法は様々であり、その目的に応じた分析を行うことが必要である。なお、保険会社監督の立場からは、各社の独自の基準による利源分析を提出させても比較が容易にできないため、監督用として基準・様式が定められている。

<概要>

- ・決算状況表の利源分析は、保険料計算基礎率による 5 年チルメル基準で行われており、「当期末処分剰余金（株式会社の場合、繰越利益剰余金及び契約者配当準備金繰入額の合計）」を「費差損益」、「死差損益」、「利差損益」、「責任準備金関係損益」、「価格変動損益」、「その他の損益」の 6 つの利源の損益に分け、利源毎に収支状況を把握する分析手法である。
- ・利源分析は、基本的に損益計算書上の各項目を使用して計算するが、損益計算書上に現れない項目（予定事業費、予定利息、諸積増等）も使用する。

<結果を評価する際の留意点>

- ・例えば、死差損益の向上を目的として診査体制の強化や診査精度の向上を図ったり、利差損益の向上を目的として資産運用部門の人員を増強する等した場合、コストは費差損益に賦課される一方で、結果としての果実は死差損益や利差損益等の増加という形で表われる。会社のコスト・コントロールという観点からは、そのままの費差損益を使用するという考え方もあろうが、実際の収益の源泉を分析するという観点からは、費用についても各々の利源に賦課した上で別途分析するという事も考えられる。
- ・新契約の増加がその年度の費差損益を悪化させたり、解約失効の減少が解約失効益を減少させるといったように、現行の財務会計においては経営施策とその結果の収益に乖離が生じてしまう。単年度の利源別損益だけでなく、エンベディッド・バリュー等の将来収益現価的な指標をあわせて分析することも必要であろう。
- ・変額年金の最低保証に係る標準責任準備金の積立てや第三分野ストレステストにおける追加責任準備金の積立ては、全て責任準備金関係損益に計上される。一方で、各責任準備金の積立てが生じた原因という側面からは、前者は経済環境の悪化であり、後者は発生率の悪化であることから、発生原因という観点からは、それぞれ価格変動損益、死差損益に含めて分析することも考えられる。
- ・また、ある程度の区分で保険種類毎に利源を分析することも必要となろう。死亡保障と入院保障を区分したり、低解約返戻金型商品を別把握すること等が考えられるが、事業費等の案分方法は様々あるため、商品特性や分析目的により判断していくことが必要となる。

問題 2. (3)

<導入の背景>

- ・金融庁は、保険会社の経営効率化への取組み等の経営努力を保険料に適時適切に反映させる観点から、保険料のうち保険数理に直接よらない部分を中心に商品審査を簡素化するとともに、事業費に関する充実したモニタリングを行うことにより、監督の実効性の向上を図り、保険料の合理性・妥当性・公平性を確保した上で、保険商品の価格の弾力化を推進するために、2006年2月に「保険業法施行規則」および「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正（実施日は2006年4月1日）した。
- ・これにより、保険料及び責任準備金の算出方法書の記載事項から「予定事業費に関する事項」が削除され、予定事業費の算出方法は社内規程等に定めることとなる一方、金融庁が事業費の実績と保険料の関係を把握するために、各生命保険会社は事後モニタリングとして、商品別等に細分化した定期報告を金融庁に提出することとなった。

<概要>

- ・各生命保険会社は、イニシャルコストの負担方法、イニシャルコストを回収するための予定事業費の収納方法などの差異を勘案して報告する単位としての販売経路および保険種類の区分を設定し、イニシャルコスト・ランニングコストに区分して各種の事業費支出状況・予定事業費収入状況を金融庁に定期的に報告しなければならない。特に、イニシャルコストの回収状況およびランニングコストの充足状況のモニタリングに主眼が置かれている。
- ・イニシャルコストは「新契約獲得のために支出する事業費」、ランニングコストは「契約維持・管理のために支出する事業費で、イニシャルコストとして把握する項目以外の事業費」を意味し、各社が実態に則して適宜設定することとなっている。
- ・金融庁に提出する資料は次の5つである。
 - 「5-5 予定事業費等の設定状況」：保険種類・特約種類ごとに予定事業費・解約控除の設定方法を記載。新商品発売時、または予定事業費・解約控除の設定を変更した都度、翌月に報告する。
 - 「5-6 総合的な充足状況」：イニシャルコスト・ランニングコストの充足状況を総括的に見るための資料。年単位で報告する。
 - 「5-7 イニシャルコストの充足状況」：保険種類・販売経路区分ごとの新契約に係る事業費の効率等を見る資料。四半期毎に報告する。
具体的には、「①予定事業費現価」、「②事業費」、「③年換算予定事業費」を算出し、「効率(②÷①)」および「回収予定平均年数(②÷③)」を報告する。
 - 「5-8 イニシャルコストの回収状況」：保険種類・販売経路区分ごとの新契約に係る事業費の、解約控除を考慮した回収状況を見る資料。年単位で報告する。
具体的には、最大過去5年間分について、契約事業年度単位で、「5-7 イニシャルコス

トの充足状況」を年度単位にまとめたものの他、「⑦予定事業費」、「⑧事業費」、「⑨解約控除・消滅契約未回収残高」、「⑩未回収残高」および「回収見込年数」を報告する。

○「5-9 ランニングコストの充足状況」：保険種類・販売経路区分ごとの契約維持・管理のために支出する事業費の回収状況を見る資料。年単位で報告する。

具体的には、最大過去5年間分について、契約事業年度単位で、「⑪予定事業費」、「⑫事業費」および「収支（⑪-⑫）」を報告する。

【 第 II 部 】

問題 3. (1)

<生命保険会社を取り巻く環境の変化・リスクの多様化>

- 生命保険会社のリスク管理は、従来は、営業職員チャネルによる伝統的保険商品の販売を前提に、生命保険会社本体の財務会計ベースでの単年度決算への影響を主眼に行われてきた。この観点では、単年度フロー収益の確保、それを財源とした内部留保の積み上げによる（特にオンバランスでの）リスクバッファの充実、財務会計ベースでの純資産の確保といった視点が重要視されてきた。
- 加えて、早期是正措置の観点からは、ソルベンシー・マージン比率の一定水準の維持、含み損益を含めた実質資産負債差額の確保といった視点も重要視されてきた。
- また、その管理の枠組みも、会社全体や区分経理の商品区分といった形が中心となっていた。

- 昨今、保険会社によっては、銀行窓販チャネルや乗り合い代理店チャネル、ネット通信販売チャネルといった新たなチャネルでの保険販売も相応の規模を有する会社も増加し、中には、異なる販売チャネルを、生命保険会社本体で持つのではなく子会社化することで、商品開発・システム対応の機動力・柔軟性を確保する会社も出てきている。
- さらに、生命保険会社の合従連衡も進み、ホールディングス傘下に複数の生命保険会社がぶら下がるような保険グループも現れている。
- 海外に目を向ければ、国際展開を積極的に進め、様々な国の保険会社を傘下に収めるといった国内保険会社も出現している。
- こういった背景もあり、保険監督としても平成 23 年度より連結ソルベンシー・マージン比率、連結実質資産負債差額等の連結ベースでの早期是正措置が導入されたことは記憶に新しい。
- このような生命保険会社を取り巻く環境の変化を踏まえた場合、今後の収益・リスク管理の枠組みとしては、単体ベース中心からグループベース中心に、単体の中でも販売チャネル・商品種類を踏まえた事業ラインといった切り口で行っていくことが重要となってきた。

- 販売する保険商品については、従来の死亡保障・医療保障性商品に加え、変額年金保険や外貨建保険、解約率を用いた無（低）解約返戻金型商品、（銀行窓販チャネル用）一時払終身保険・一時払個人年金保険といった商品のボリュームが飛躍的に増大している。
- これら商品内容の複雑化により、生命保険会社を取り巻くリスクも従来以上に多様化し、最低保証のリスクや解約リスク、ALMリスクといったリスクの存在が従来以上に大きくなっている。
- また、コンピューターの発達等により、商品開発、契約管理、支払管理といった面の利便性が飛躍的に向上した一方、一つのシステムトラブルが会社全体に大きな影響を与えることと

なったり、インターネットの普及が逆に風評リスクの増大に繋がるという側面もある。

- こういったことを背景にして、保険監督においても、保険検査マニュアル等で「統合的リスク管理」の必要性が述べられている。
- 別の環境変化という視点では、国際会計基準の再公開草案が 2013 年 6 月に公表され、いわゆる時価ベース的な保険負債評価の枠組みが示されており、将来的には日本の保険会計にも大きな影響を及ぼすことは想像に難くない。
- 保険監督サイドでも、欧州ではソルベンシー II の導入が予定されており、国内においては金融庁による国内保険会社を対象にフィールドテストが継続的に実施される等、将来的には日本においても、経済価値ベースのソルベンシー評価に基づく保険監督へといずれ舵が切られるものと想像される。

- かかる状況を踏まえた場合、保険会社の収益・リスク管理についても、将来を見据えて、会計・監督と平仄の取れた経済価値ベースで行うということが考えられる。

<経済価値ベースでの収益・リスク管理のあり方>

- 上述のような環境変化を踏まえ、自社の収益・リスク管理としては、まずは会社全体のリスク管理を経済価値ベースで行うことが必要であると考えられる。
- 具体的には、貸借対照表における資産と負債をそれぞれ経済価値で評価した上で、その差額である純資産の変動をリスク量として認識し、そのリスクに対応するために必要な必要資本の額を求め、資産の額が負債に必要な資本を加えた額をどの程度上回っているかという視点でリスク管理を行う手法である。
- この手法を用いることで、貸借対照表の全ての構成要素に影響するあらゆるリスクを統合的に評価することが可能となり、様々なリスク要因の変動に対し、貸借対照表上の各項目の相互依存関係を反映のうえ、会社の貸借対照表全体にどういった影響が出るか、必要資本がどのように変動するかを、直接的に求めることができる。

- このリスク管理にあわせて、会社の収益管理も経済価値をベースに変更する。
- 具体的には、会社の収益目標については、エンベディッド・バリューの増加や、経済価値ベースのリスク量に対するエンベディッド・バリューの比率の増加といったものを設定することにより、経済価値ベースでのリスクコントロールをしつつ、企業価値の持続的向上を目指していくことができる。
- また、販売部門における目標数値についても、従来の新契約高や新契約年換算保険料に代えて、新契約価値とすることにより、会社全体の収益目標との親和性が高まるとともに、販売現場においても収益性を意識した運営が可能となるというメリットがある。
- 加えて、新商品開発時のプライシングに関しても、経済価値ベースの考え方をベースとしたアキュムレーション方式に変更することで、会社全体の収益目標への組み込みや会計上の利益分析等が容易になるというメリットもある。
- このような収益管理を行うことで、将来的な経済価値ベースのソルベンシー評価の導入時をターゲットに、確保すべきリスクバッファの水準を直接算出することが可能となり、中長

期的な経営目標として設定した上で、単年度計画での各種取組みにブレイクダウンすることが可能となる。

- 以上の枠組みでの収益・リスク管理を会社全体で実施することに加え、販売チャネル・商品種類等を踏まえた事業ライン別に応用することで、各事業ラインのリスク・リターンの状況（リスク対比でみたリターンの状況等）を適確に把握することが可能となり、ヒト・カネ・モノの最適配分や、適切なタイミングでの事業ラインからの撤退等の判断が可能となる。

<留意点>

・経営陣等への理解促進

- 経済価値ベースの収益・リスク管理を会社経営に導入する場合、まずは、経済価値ベースの基本理念、現行会計との相違点を踏まえた特徴、導入の影響等について、経営陣等が十分に理解することが重要である。
- それらを理解した上で、どのような目的・理由で経済価値ベースに変更するのかといった点を、会社として明確にするとともに、全役職員が共有しておく必要がある。
- アクチュアリーとしては、経営陣等への理解の促進、現場を含む全社への浸透をはかるべく、分かりやすい説明を心がけるとともに、率先して啓蒙活動等を行っていく必要がある。

・現行会計基準との関係

- 経済価値ベースの収益・リスク管理を導入しても、会計・監督が経済価値ベースに変わらない限りは、並行して財務会計ベースでの管理を継続していく必要がある。
- 例えば、現行のソルベンシー・マージン比率を一定水準に維持しつつ、経済価値ベースでのリスク管理を行うような体制が必要である。
- 特に、資産より負債のデュレーションが長い生命保険会社においては、金利上昇（低下）時には経済価値ベースではサープラスが増加（減少）するが、財務会計ベースでは負債側はロックインされ変動しない一方、資産側の債券をその他有価証券に分類している場合サープラスが減少（増加）するといった逆の動きをすることがある。このため、例えば、財務会計ベースのリスク管理としての責任準備金対応債券・満期保有目的債券の積極的な活用等を継続して行っていくことが必要となる。

・経済価値ベースでは捉えきれない事象（リスク）

- テールリスクや流動性リスク、各リスク間の相関が崩れるようなリスクに対しては、上記リスク管理では対応しきれないため、ストレステストによる補完が重要となってくる。
- リスク計量を用いるデータはヒストリカルな情報に依存しているため、不安定な経済環境ではリスク評価に限界があることを十分に認識し、計量化できるリスクと確率分布が想定できないリスクを明確にしていくことが重要となる。

・会社の収益・リスク管理態勢の整備

- 経済価値ベースの収益・リスク管理を効率的・網羅的に行うため、会社全体としての体制整

備が必要である（例：会社横断的な委員会の設置、経営会議への収益性のモニタリングの結果の定期的な報告）。その際、経営層に十分な説明を行い、リスク評価の限界等について正しい認識を持ってもらうことが重要であり、その上で、経営層にリスク選好やリスク許容度の設定等に関する経営判断を求めることになる。

- また、経済価値ベースの保険負債評価を実施することや、リスク要因の変動シナリオごとに資産側も含めた貸借対照表全体を作成することについて、実務上大きな計算負荷がかかることが想定される。リスクモデルの高度化、精緻化のためには、内部モデルの構築の必要性が生じることも考えられる。
- 加えて、財務会計ベースと比べ経済価値ベースの保険負債評価等におけるパラメータの設定や計算方法に恣意性が入りやすいため、パラメータの妥当性や計算についての検証のあり方についても検討課題となろう。
- 評価の精度と、実務上の実行可能性とのバランスも踏まえ、評価手法を構築していくという視点が必要である。

問題 3. (2)

<区分経理をすると判断した理由>

- 今日、銀行窓販チャネルやネット通販チャネルといった販売チャネルの多様化が進むなか、生命保険各社では各チャネルの特性に応じた商品の開発が行われている。
- かかる状況のなか、会社全体での収益管理に加えて、それぞれのチャネル・商品の特性に応じた商品毎の収益管理、およびその結果を踏まえた商品開発の重要性がますます高まってきている。特に、銀行窓販チャネルといった複数の保険会社が乗り合うチャネルにおいて、金融商品的な要素をもつ貯蓄性商品を販売していくためには、その収支構造やリスク特性等が伝統的な保険商品と大きく異なることから、よりきめ細やかな対応が必要となる。
- 当社では、このたび銀行窓販チャネルにおいて、一時払終身保険を販売することとなったが、営業職員チャネルで販売する死亡保障性商品と比較して、当該商品には以下の特徴がある。
 - ・被保険者属性が異なる。銀行窓販チャネルでは、比較的高齢の富裕層の被保険者が加入する傾向にあるため、一件あたりの保険料水準は高くなる傾向にあるとともに、銀行窓販というチャネル属性も加味すれば、複雑な医的診査を必要とする商品は敬遠されるであろう。
 - ・収益の源泉が異なる。平準払が大きな割合を占める伝統的な死亡保障性商品では、費差益および死差益が主な収益の源泉となるが、一時払終身保険では、商品内容の工夫等により一定程度の死差益を見込むことは可能ではあるものの、基本的には利差益が主たる収益の源泉となるであろう。
 - ・商品の有するリスクが異なる。一時払終身保険は、金融商品としての性格を有していることから、市中金利や他社・他業態の類似商品の状況しだいで、販売量が大きく変動するとともに、元本回復後の解約動向も金利水準等に大きく左右される。したがって、ALMによる金利リスクのコントロールが極めて重要となる。
 - ・事業費構造が異なる。銀行窓販チャネルにおいては、代理店手数料、新規の代理店開拓や行員教育に係る費用、簡便な医的診査といったように、営業職員チャネルとは事業費支出の内容、支出形態が大きく異なる。
 - ・販売チャネルのコントロールの難しさが異なる。一社専属の営業職員チャネルと異なり、銀行に対しては直接的な統制ができないため、会社の販売方針を的確に反映させるのが相対的に困難である。
- これらの特徴を踏まえた場合、以下の観点からは、当該商品について、収支の把握、資産運用、リスク管理等を既存の商品と分離して実施するのが望ましく、一定程度の新契約ボリュームが確保できるという前提のもと、区分経理（資産区分・商品区分）を行うことが適当であると考える。
 - ・利益還元の公平性・透明性の確保
 - ・保険種類相互間の内部補助の遮断
 - ・事業運営の効率化
 - ・商品設計や価格設定面での創意工夫

<区分経理を行うにあたっての留意点>

(事業費配賦)

- 適切な区分経理を実施するためには、適切な事業費配賦が不可欠となる。代理店手数料や代理店部門の人件費といった、直接、販売チャネル・商品に賦課できる費目は問題ないが、両区分で共通する経費（例えば、銀行窓販チャネル専用のシステムを使っていない場合のシステム経費や、本社一般管理部門の人件費等）について、費目毎に適切なドライバーを設定して、両区分に賦課する基準を策定する必要がある。
- 策定した配賦基準については区分経理に関する管理方針に適切に反映する必要がある。

(システム構築)

- 損益科目の商品区分別の管理や資産運用損益、含み損益の資産区分別の管理にはシステムの構築も必要となる。また、これまでになかったリスクを管理するためにシステム開発の必要性を検討する必要がある。システム開発には多大なコストを伴う場合もあることから、構築内容の重要性を十分検討したうえで実施する必要がある。

(全社区分からの出資（初期投資）)

- 金融商品的な要素を持つ貯蓄性商品においては、金利が急上昇した場合の解約に伴う、債券の売却損リスク、流動性リスクの管理が重要である。銀行窓販チャネルでの一時払商品に関しては、なお一層留意すべきである。
しかし、区分を設けた当初は、保有が僅少であるため、当該区分からの利益を財源とした内部留保の積み上げだけでは、リスク量に見合ったリスクバッファ水準への積み立てには相応の時間がかかることとなる。
- つまり、セルフサポート可能な商品・価格設定を行ってはいいても、保有が一定規模に積み上がるまでの間は、リスク量>リスクバッファ水準となる可能性が高い。
- 加えて、発売当初は資産区分の規模が小さく、効率的な資産運用ができない可能性もある。
- このため、当該期間におけるリスクの顕在化への対応、一定の資産規模の確保を目的として区分設定と同時に全社区分から出資を行うことが考えられる。
- ただし、出資に対しては当該商品区分で生じた剰余から一定の配当を全社区分に支払う必要があるため、当該区分の内部留保の積み上げスピードが遅くなるという論点もある。
- 想定する販売量、それを踏まえたリスク量、出資に対する適切な配当率等を総合的に勘案した上で、出資の必要性、実施する場合の金額、返済計画等に関して慎重に検討を行う必要がある。

(区分経理後のリスク管理)

- 保険計理人の意見書 1 号収支分析は商品区分単位で行われる。利差益が主な収益源となる本商品については、当該商品区分において損失を出していない場合でも、金利水準の低下によって、責任準備金の積増しが必要になることがある点に留意する。
- 区分経理を行うことで、当該商品群団によるセルフサポートが極めて厳格に求められることとなる。特に、将来回復が見込めない重大な損害が当該区分で発生した場合には、全社区分からのてん補を受けることとあわせて、新契約の募集停止や保険料率の適正化が求められることとなる。
- このような事態に陥った場合、複数の保険会社商品を扱っている銀行等においては、それま

で築き上げてきた自社のプレゼンスをその瞬間に失う可能性があるため、そのような事態は極力回避しなければならない。

- また、新契約の募集停止や販売量の低迷などにより保有契約が減少し、区分の存在意義がなくなった場合には、商品区分・資産区分の統合を検討することも考えられる。
- リスク特性が従来商品と大きく異なることから、区分経理を行うにあたっては、事前に当該区分のリスク管理手法等について、幅広い視点から、深度ある検討を行うとともに、発売後の当該区分の収支状況等のモニタリングを通じて、適宜レベルアップを図る必要がある。

以 上